

**チェックリスト（計画届・添付書類関係）**  
**助成金名（コース名）：人材開発支援助成金（人材育成支援コース）**

※書類の不備、添付書類の不足がある場合は受理できません。  
 早めの提出をお願いします。

（ご注意）当該チェックリストは、基本的な計画届の様式や添付書類をリスト化したものです。ここに掲載したものの以外であっても、都道府県労働局が審査にあたって求めた書類は提出の必要があります。

チェック	計画届様式番号・様式名	添付書類（確認書類）	備考	掲載URL等
<b>◆各コースに共通して必要となる書類</b>				
<b>① 事業主が訓練を実施する場合</b>				
1	<input type="checkbox"/>	（様式第1-1号）職業訓練実施計画届	・申請者が代理人の場合は委任状（原本）の提出が必要となります。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
2	<input type="checkbox"/>	（様式第3号）訓練別の対象者一覧	・個別の訓練コースごとに作成します。 ・既に雇用されている者だけでなく、内定者等雇用する予定である者についても記載する必要があります。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
3	<input type="checkbox"/>	（様式第11号）事前確認書	・本助成金受給のための留意事項となるので必ずご確認ください。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
4	<input type="checkbox"/>	（様式第14号）事業所確認票	・中小企業か中小企業以外かを確認するための書類です。 ・企業全体の常時雇用する労働者により中小企業事業主に該当する場合に提出が必要となります。 ・派遣活用型事業主の場合、派遣元事業主と派遣先事業主のそれぞれの書類を提出してください。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
5	<input type="checkbox"/>		○訓練対象者が被保険者（有期契約労働者等を除く。）又は有期契約労働者等であること及び職務内容等が確認できる書類（雇用契約書（写）等）	・訓練計画届提出時に雇用契約前の方等については、雇用契約書案（写）を提出してください。
6	<input type="checkbox"/>		○OFF-JTの実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、訓練目的、訓練日ごとのカリキュラム、実施日時、場所が分かる書類（事前に対象者に配布した訓練等の案内、訓練カリキュラムや講義で使用するテキスト等））	・OFF-JTの実施場所が自社内の場合（認定職業訓練を除く。）、通常の事業活動と区別して実施することが確認できる見取図についても提出してください。
7	<input type="checkbox"/>		○受検する特定職業能力検定の内容を確認するための書類（受検案内及び受検票の写し等）	・特定職業能力検定を受検する場合
8	<input type="checkbox"/>		○キャリアコンサルティングの実施内容を確認するための書類（目的、実施日時、場所が記載されているキャリアコンサルティングの計画及びキャリアコンサルタントが要件で定めている資格を有しているかを確認するための書類は必須）	・キャリアコンサルティングを実施する場合
<b>（事業内訓練の場合）</b>				
9	<input type="checkbox"/>	（様式第10-1号）OFF-JT部内講師要件確認書 ※任意様式は不可	・部内講師により実施される訓練の場合に提出が必要となります。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
10	<input type="checkbox"/>		○職業訓練指導員免許証（写）または1級の技能検定合格証書（写）等	・部内講師により実施される訓練で、部内講師の要件が職業訓練指導員免許を有する者または技能検定1級合格者である場合に提出が必要となります。
11	<input type="checkbox"/>	（様式第10-2号）OFF-JT部外講師要件確認書 ※任意様式は不可	・部外講師により実施される訓練の場合に提出が必要となります。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
12	<input type="checkbox"/>		○事業主が自ら運営する認定職業訓練の場合、認定職業訓練であることが分かる書類	・事業主が自ら運営する認定職業訓練の場合のみ提出が必要となります。
13	<input type="checkbox"/>		○訓練コースの開発に当たり大学等に委託していることが分かる書類（契約書等）	・大学等に職業訓練の訓練コース等を委託して開発している場合のみ提出が必要となります。
<b>（事業外訓練の場合）</b>				
14	<input type="checkbox"/>		○事業外訓練であることを確認するための書類（訓練に係る教育訓練機関との契約書・申込書等）	
15	<input type="checkbox"/>		○受講料を確認できる書類（教育訓練機関が発行するパンフレット等）	

② 事業主団体等が訓練を実施する場合					
16	<input type="checkbox"/>	(様式第1-2号) 人材開発支援助成金 訓練実施計画届		・申請者が代理人の場合は委任状(原本)の提出が必要となります。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
17	<input type="checkbox"/>	(様式第11号) 人材開発支援助成金 事前確認書		・本助成金受給のための留意事項となるので必ずご確認ください。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
18	<input type="checkbox"/>		○事業主団体または共同事業主であることが分かる書類 ・事業主団体である場合 事業主団体の目的、組織、事業内容が分かる書類(登記事項証明書、定款または規約、会員名簿等) ・共同事業主である場合 事業主間の協定書等(代表事業主名、共同事業主名、訓練等に要するすべての経費の負担に関する事項が分かる書類(写)で、すべての事業主の代表者が合意したものであること)	・登記情報連携システムにより事業主団体の目的等が分かる場合は不要です。	
19	<input type="checkbox"/>		○OFF-JTの実施内容等を確認するための書類(実施主体の概要、目的、訓練日ごとのカリキュラム、実施日時、場所が分かる書類(事前に対象者に配布した訓練等の案内、訓練カリキュラムや講義で使用するテキスト等))		
◆各訓練の実施方法がeラーニング等である場合に必要書類(各メニューに共通して必要)					
① eラーニングによる訓練等を実施する場合(一般教育訓練等の指定講座の訓練を除く)					
20	<input type="checkbox"/>		○標準学習時間又は標準学習期間を確認するための書類(訓練カリキュラム、受講案内等)		
21	<input type="checkbox"/>		○定額制サービスを利用していないことを確認するための書類(料金体系が記載されている受講案内等)		
22	<input type="checkbox"/>		○LMS等の機能を有していることを確認するための書類(受講案内等)		
23	<input type="checkbox"/>		在宅またはサテライトオフィス等において就業するテレワーク勤務を制度として導入していることを規定した労働協約(写)、就業規則(写)又は事業主と労働組合等の労働者代表者による申立書	・eラーニングによる訓練等を在宅またはサテライトオフィス等において実施する場合に提出が必要となります。	
② 通信制による訓練等を実施する場合(一般教育訓練等の指定講座の訓練を除く)					
24	<input type="checkbox"/>	(様式第1-3号) 通信制訓練実施計画書			<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
25	<input type="checkbox"/>		○標準学習時間又は標準学習期間を確認するための書類(訓練カリキュラム、受講案内等)		
26	<input type="checkbox"/>		○設問回答、添削指導、質疑応答等が可能な訓練講座であることを確認するための書類(受講案内等)		
27	<input type="checkbox"/>		在宅またはサテライトオフィス等において就業するテレワーク勤務を制度として導入していることを規定した労働協約(写)、就業規則(写)又は事業主と労働組合等の労働者代表者による申立書	・通信制による訓練等を在宅またはサテライトオフィス等において実施する場合に提出が必要となります。	
③ 同時双方向型の通信訓練を実施する場合(一般教育訓練等の指定講座の訓練を除く)					
28	<input type="checkbox"/>		○定額制サービスを利用していないことを確認するための書類(料金体系が記載されている受講案内等)		
29	<input type="checkbox"/>		在宅またはサテライトオフィス等において就業するテレワーク勤務を制度として導入していることを規定した労働協約(写)、就業規則(写)又は事業主と労働組合等の労働者代表者による申立書	・OFF-JT又はOJTを、同時双方向型の通信訓練により在宅またはサテライトオフィス等において実施する場合に提出が必要となります。	
◆育児休業中の者を対象とした訓練を実施する場合に必要な書類(各メニューに共通して必要)					
30	<input type="checkbox"/>		○育児休業中に訓練の受講を開始することが分かる書類(育児休業申出書(写)等)		

◆各訓練メニューに必要な書類						
① 認定実習併用職業訓練を実施する場合に必要な書類						
31	<input type="checkbox"/>	(参考様式第1号) 認定実習併用職業訓練に係るOJTカリキュラム		・参考様式第1号と同様の項目を記載した任意様式でも可		<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
② 有期実習型訓練を実施する場合に必要な書類						
32	<input type="checkbox"/>	(様式第15号) 有期実習型訓練に係る訓練カリキュラム		・職業訓練実施計画届の提出時に訓練対象者を雇用している場合には、キャリアコンサルタント等によるキャリアコンサルティング実施済みのものを提出してください。		<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
33	<input type="checkbox"/>	(参考様式第2号) 有期実習型訓練に係る事前確認書				<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819.html</a>
34	<input type="checkbox"/>		○ジョブ・カードの様式3-3-1-1:企業実習・OJT用	・原本ではなく写しの提出が必要となります。		
35	<input type="checkbox"/>		○ジョブ・カード様式1-1(キャリア・プランシート)、 ジョブ・カード様式2(職務経歴シート)、 ジョブ・カード様式3-1(職業能力証明(免許・資格)シート) ジョブ・カード様式3-2(職業能力証明(学習歴・訓練歴)シート(写)	・原本ではなく写しの提出が必要となります。様式の編集は認められません。 ・新規卒卒者など職歴が乏しい者については、様式1-2で代用可。新規学校卒業予定者(訓練に応募する時点(訓練対象者として選定した時点)で卒業している者は不可)の場合は省略できます。		

※派遣型活用事業主の場合、以下の点に留意してください。

○有期実習型訓練の職業訓練実施計画届は派遣元・派遣先事業主が共同で作成し派遣先事業主が管轄労働局長に提出してください。

○職業訓練実施計画届に添付する書類は派遣元事業主と派遣先事業主が共同で準備してください。

・「紹介予定派遣に係る労働者派遣契約書」を添付してください。

・企業全体の常時雇用する労働者数がかかる書類(企業全体の常時雇用する労働者数により中小企業事業主に該当する場合は、派遣元・派遣先事業主それぞれの提出が必要です)。